

鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、福井県のふくい創生・人口減少対策戦略および鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、本市への移住定住を促進するとともに、中小企業等の人手不足の解消に資するために、予算の範囲内で本市と福井県が協働して行うU・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金（東京圏型）（以下「移住支援金」という。）を交付することに関して、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第2条 移住支援金の金額は、世帯としての申請の場合にあつては1,000千円、単身としての申請の場合にあつては600千円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、当該金額に18歳未満の者1人につき1,000千円を加算する。

（交付対象者）

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、連帯保証人を1名立てるとともに、第1号の要件に該当し、かつ、第2号から第4号の要件のいずれかに該当し、世帯としての申請をする場合にあつては第5号の要件に該当する者とする。ただし、鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金事業のうち、移住にかかる経費（移転費）との併給は出来ないものとする。

（1） 移住等に関する要件 次に掲げるア、イおよびウのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア） 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、または東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ） 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または

東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３ヶ月前までを当該１年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、就業年限（高等専門学校の場合は２年）を上限とした通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、本市への転入後１年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から継続して５年以上、本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力に属する者または反社会的勢力と関係を有する者でないことに加えて、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(イ) 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他福井県または本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(エ) 申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となる場合を除く。

(２) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏外の地域または東京圏内の条件不利地域であること。

(イ) 就業先が、福井県が移住支援金の対象として県就職マッチングサイト「２９１ Ｊ Ｏ Ｂ Ｓ」に求人を掲載している法人であること。

(ウ) 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、担い手確保が困難かつ必要性・緊急性の高い業種等を該当する求人を対象として認める場合を除く。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 就業先の求人への応募日が、県就職マッチングサイト「291JOBS」に当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降の日であること。

(カ) 移住支援金の申請日から継続して5年以上、就職先に勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業したもの）の場合 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏外の地域または東京圏内の条件不利地域であること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 移住支援金の申請日から継続して5年以上、就職先に勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(ウ) 本市でテレワークにより勤務することとし、原則として恒常的に通勤をせず、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(3) 関係人口に関する要件 本市の地域や地域の人々に関わりを有するもので、本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認めてかつ、本市の基幹産業である農林水産業に就業すること。

(4) 起業に関する要件 移住支援金の申請日前1年以内に福井県が福井型スタートアップ創出支援事業助成金交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金（以

下「起業支援金」という。)の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において、本市への転入後1年以内であること。

オ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力に属する者または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業(東京圏型)における移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)および本人確認書類に加え、前条第2号アまたはイに該当する場合にあっては就業証明書(様式第2号)、前条第2号ウから第4号の要件のいずれかに該当する場合にあっては当該要件に該当することを証する書類、前条第1号の要件に該当し、かつ、同条第2号から第4号の要件のいずれかに該当し、世帯としての申請をする場合にあっては同条第5号の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付の決定を行い、必要な条件を付して速やかに鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業(東京圏型)における移住支援金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、または予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合、移住支援金の不交付を決定し、速やかにその旨および理由を鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業(東京圏型)における移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 市長は、移住支援金の交付に関して、次に掲げる条件を付する。

- (1) 移住支援金の申請日から起算して5年が経過する日までの間に本市から転出しないこと。
- (2) 移住支援金の申請日から起算して1年が経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を辞さないこと。
- (3) 起業支援金の交付決定を取り消されないこと。

(移住支援金の交付方法)

第7条 交付決定通知書を受け取った者が移住支援金の交付を受けようとするときは、鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金交付請求書(様式第5号。以下「交付請求書」という。)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付請求書を受理した場合は、当該交付請求書を受理した日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に報告を求めることができる。

2 移住支援金の交付を受けた者は、第6条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、移住支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 第6条に定める条件に該当しない事由が発生した場合
- (3) この要綱の規定に違反した場合
- (4) その他市長が不相当と認めた場合

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付決定を取り消した場合において、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、移住支援金の交付を受けた者に移住支援金の全額または半額の返還を請求する。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、福井県および本市が

認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から起算して3年が経過する日の前日までの間に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から起算して1年が経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

オ その他市長が不相当と認めた場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から起算して3年が経過する日から5年が経過する日までの間に本市から転出した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福井県と本市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月27日に施行する。

(経過措置)

2 施行後の鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金交付要綱第3条は、この要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行後の鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金交付要綱第3条は、この要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行後の鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要綱第2条および第3条は、この要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行後の鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要綱第2条は、この要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。